

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(13) 議案第67号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第67号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 67 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

1 条例改正の背景

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 指定訪問介護事業者等に、感染症が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (2) 指定訪問介護事業者等に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける
- (3) 指定訪問入浴介護事業者等に、医療・福祉関係の資格を有さない従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第81号	○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第81号
目次 第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 訪問介護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条） 第3節 設備に関する基準（第8条） 第4節 運営に関する基準（第9条～第42条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針（第48条） 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条） 第3節 設備に関する基準（第51条） 第4節 運営に関する基準（第52条～第59条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条） 第4章 訪問看護 第1節 基本方針（第64条） 第2節 人員に関する基準（第65条・第66条） 第3節 設備に関する基準（第67条） 第4節 運営に関する基準（第68条～第79条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針（第80条） 第2節 人員に関する基準（第81条）	目次 第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 訪問介護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条） 第3節 設備に関する基準（第8条） 第4節 運営に関する基準（第9条～第42条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針（第48条） 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条） 第3節 設備に関する基準（第51条） 第4節 運営に関する基準（第52条～第59条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条） 第4章 訪問看護 第1節 基本方針（第64条） 第2節 人員に関する基準（第65条・第66条） 第3節 設備に関する基準（第67条） 第4節 運営に関する基準（第68条～第79条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針（第80条） 第2節 人員に関する基準（第81条）

改正後	改正前
第3節 設備に関する基準（第82条）	第3節 設備に関する基準（第82条）
第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）	第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）
第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導
第1節 基本方針（第90条）	第1節 基本方針（第90条）
第2節 人員に関する基準（第91条）	第2節 人員に関する基準（第91条）
第3節 設備に関する基準（第92条）	第3節 設備に関する基準（第92条）
第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）	第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）
第7章 通所介護	第7章 通所介護
第1節 基本方針（第99条）	第1節 基本方針（第99条）
第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）	第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）
第3節 設備に関する基準（第102条）	第3節 設備に関する基準（第102条）
第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）	第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）
第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条～第131条）	第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条～第131条）
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）
第8章 通所リハビリテーション	第8章 通所リハビリテーション
第1節 基本方針（第136条）	第1節 基本方針（第136条）
第2節 人員に関する基準（第137条）	第2節 人員に関する基準（第137条）
第3節 設備に関する基準（第138条）	第3節 設備に関する基準（第138条）
第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）	第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）
第9章 短期入所生活介護	第9章 短期入所生活介護
第1節 基本方針（第147条）	第1節 基本方針（第147条）
第2節 人員に関する基準（第148条・第149条）	第2節 人員に関する基準（第148条・第149条）
第3節 設備に関する基準（第150条・第151条）	第3節 設備に関する基準（第150条・第151条）
第4節 運営に関する基準（第152条～第168条）	第4節 運営に関する基準（第152条～第168条）
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第169条・第170条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第169条・第170条）
第2款 設備に関する基準（第171条・第172条）	第2款 設備に関する基準（第171条・第172条）

改正後	改正前
<p>第3款 運営に関する基準（第173条～第181条）</p> <p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）</p> <p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）</p> <p>第10章 短期入所療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第189条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第190条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第191条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第192条～第204条）</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第207条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第208条～第216条）</p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第217条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第218条・第219条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第220条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第221条～第237条）</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第238条・第239条）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第240条・第241条）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第242条）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第243条～第248条）</p> <p>第12章 福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針（第249条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第250条・第251条）</p>	<p>第3款 運営に関する基準（第173条～第181条）</p> <p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）</p> <p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条～第188条）</p> <p>第10章 短期入所療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第189条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第190条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第191条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第192条～第204条）</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第205条・第206条）</p> <p>第2款 設備に関する基準（第207条）</p> <p>第3款 運営に関する基準（第208条～第216条）</p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第217条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第218条・第219条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第220条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第221条～第237条）</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第238条・第239条）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第240条・第241条）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第242条）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第243条～第248条）</p> <p>第12章 福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針（第249条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第250条・第251条）</p>

改正後	改正前
<p>第3節 設備に関する基準（第252条） 第4節 運営に関する基準（第253条～第263条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条） 第13章 特定福祉用具販売 第1節 基本方針（第266条） 第2節 人員に関する基準（第267条・第268条） 第3節 設備に関する基準（第269条） 第4節 運営に関する基準（第270条～第276条）</p>	<p>第3節 設備に関する基準（第252条） 第4節 運営に関する基準（第253条～第263条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第264条・第265条） 第13章 特定福祉用具販売 第1節 基本方針（第266条） 第2節 人員に関する基準（第267条・第268条） 第3節 設備に関する基準（第269条） 第4節 運営に関する基準（第270条～第276条）</p>
<p><u>第14章 雑則（第277条）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則 (趣旨)</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） 第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項各号並びに 第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定居宅サービスの事業の一般原則)</p>	<p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） 第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項各号並びに 第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定居宅サービスの事業の一般原則)</p>
<p>第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当た っては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村（特別区を含む。以 下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当た っては、地域との結び付きを重視し、関係する市町村（特別区を含む。以 下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。</p>
<p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等 の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>努めなければならない。</u></p> <p>第2章 訪問介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 個人情報管理の方法</u> <u>(9) 苦情への対応方法</u> <u>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u> (介護等の総合的な提供)</p> <p>第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護</p>	<p>第2章 訪問介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 <u>(新設)</u> <u>(7) 個人情報管理の方法</u> <u>(8) 苦情への対応方法</u> <u>(9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(10) その他事業の運営に関する重要事項</u> (介護等の総合的な提供)</p> <p>第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護</p>

改正後	改正前
<p>事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、</u> <u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であ</u> <u>って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環</u> <u>境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな</u> <u>ければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、</u> <u>利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の</u> <u>体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）</u> <u>を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周</u> <u>知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に</u> <u>応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に ついて、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p>第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に ついて、必要な管理を行わなければならない。</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、 衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、 衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p><u>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生</u> <u>し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止の</u> <u>ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以</u> <u>下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものと</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>する。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	(新設)
<p><u>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	(新設)
<p>(掲示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><u>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	(新設)
<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p><u>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>第40条の2 <u>指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (準用)</p>	<p>(新設) (準用)</p>
<p>第47条 第1節及び<u>第4節</u>(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 訪問入浴介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>	<p>第47条 第1節及び<u>前節</u>(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 訪問入浴介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>
<p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>

改正後	改正前
<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(10) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(12) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(9) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、<u>第34条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第58条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、<u>第34条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 訪問看護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>	<p><u>第39条から</u>第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 訪問看護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>
<p>第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 個人情報の管理の方法</u> 	<p>第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 <u>(7)</u> 個人情報の管理の方法

改正後	改正前
<p>(9) 苦情への対応方法</p> <p>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項 (準用)</p> <p>第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション 第4節 運営に関する基準 (指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p>	<p>(8) 苦情への対応方法</p> <p>(9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項 (準用)</p> <p>第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション 第4節 運営に関する基準 (指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議 <u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u>をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p>	<p>(4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(8) 苦情への対応方法</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(7) 苦情への対応方法</u></p>

改正後	改正前
<p>(9) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項 (準用)</p> <p>第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第4節 運営に関する基準 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければな</p>	<p>(8) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項 (準用)</p> <p>第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第87条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第4節 運営に関する基準 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければな</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p> <p><u>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サー</u></p>	<p>らない。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように<u>指導、説明又は助言</u>を行うものとする。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ビスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</u></p>	(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
<p><u>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</u></p>	(新設)
<p>(運営規程)</p>	(運営規程)
<p>第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか</p>	<p>第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 個人情報</u>の管理の方法</p> <p><u>(8) 苦情</u>への対応方法</p> <p><u>(9) 事故発生</u>の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p><u>(10) その他事業の運営</u>に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第96条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第96条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 個人情報</u>の管理の方法</p> <p><u>(7) 苦情</u>への対応方法</p> <p><u>(8) 事故発生</u>の防止策及び事故発生時の対応方法</p> <p><u>(9) その他事業の運営</u>に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第96条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第96条に規定する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所介護の利用定員 (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 <u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(12) 個人情報管理の方法</u> <u>(13) 苦情への対応方法</u> <u>(14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(15) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所介護の利用定員 (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(11) 個人情報管理の方法</u> <u>(12) 苦情への対応方法</u> <u>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(14) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)
<p>第108条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第108条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第110条 指定通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>第110条 指定通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p><u>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第111条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第111条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流に努めなければならない。</u></p>	
<p><u>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建</u> <u>物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物</u> <u>に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努め</u> <u>なければならない。</u></p>	(新設)
<p>(事故発生時の対応)</p>	(事故発生時の対応)
<p><u>第111条の3</u> 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<u>第111条の2</u> 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
<p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
<p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
<p>4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
<p>(記録の整備)</p>	(記録の整備)
<p>第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p>	第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。
<p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
<p>(1) 通所介護計画</p>	(1) 通所介護計画
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的な</p>	(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的な

改正後	改正前
<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>	<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>
<p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第40条の2</u>、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条<u>及び第32条の2第2項</u>中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条<u>第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条<u>から第39条まで</u>、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 共生型居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p>	<p>第5節 共生型居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p>
<p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第40条の2</u>、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する規程をいう。第34条<u>第1項</u>において同じ。）」と、「訪問</p>	<p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条<u>から第39条まで</u>、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共</p>

改正後	改正前
<p>介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。））」と、第28条、<u>第32条の2第2項</u>及び第34条<u>第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、<u>第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号</u>中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用)</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、<u>第40条の2</u>、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条<u>及び第32条の2第2項</u>中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条<u>第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号</u>中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項</p>	<p>生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。））」と、第28条<u>及び</u>第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (準用)</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」</p>

改正後	改正前
<p>中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 通所リハビリテーション 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 非常災害対策 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 個人情報の管理の方法</u> <u>(12) 苦情への対応方法</u> <u>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(14) その他事業の運営に関する重要事項</u> (衛生管理等)</p> <p>第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 通所リハビリテーション 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(10) 個人情報の管理の方法</u> <u>(11) 苦情への対応方法</u> <u>(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(13) その他事業の運営に関する重要事項</u> (衛生管理等)</p> <p>第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及び</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及び</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>まん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>ーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び</u></p>	
<p><u>訓練を定期的実施すること。</u></p>	
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第143条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条<u>第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第143条に規定する規程」と、第108条第3項<u>及び第4項</u>中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第143条に規定する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第143条に規定する規程」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第9章 短期入所生活介護 第2節 人員に関する基準</p>	<p>第9章 短期入所生活介護 第2節 人員に関する基準</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介</p>	<p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介</p>

改正後	改正前
<p>護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師 1人以上</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に</p>	<p>護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第131条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師 1人以上</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に</p>

改正後	改正前
<p>応じた適当な員数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について指定短期入所生活介護の利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な員数以上とする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u>ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</u></p> <p>6 <u>指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章におい</u></p>	<p>応じた適当な員数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について指定短期入所生活介護の利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な員数以上とする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員<u>並びに</u>同項第3号の介護職員<u>及び看護職員のそれぞれ</u>のうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、<u>この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>て「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保するものとする。</u></p> <p><u>7</u> 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p><u>8</u> 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を</p>	<p>7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項から<u>第6項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第168条において準用する<u>第110条</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める</p>

改正後	改正前
<p>定めること。</p> <p>イ 第168条において準用する第110条第1項に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p>	<p>こと。</p> <p>イ 第168条において準用する第110条に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室
<p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>	<p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>
<p>5 第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p>	<p>5 第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p>
<p>6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居室 <ul style="list-style-type: none"> ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。 	<p>6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居室 <ul style="list-style-type: none"> ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

改正後	改正前
<p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>(5) 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短</p>	<p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>(5) 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短</p>

改正後	改正前
<p>期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>
<p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員(第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の送迎の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害の対策方法 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 個人情報の管理の方法</u> <u>(12) 苦情への対応方法</u> <u>(13) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(14) その他事業の運営に関する重要事項</u> (準用)</p>	<p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員(第148条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の送迎の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害の対策方法 <u>(新設)</u> <u>(10) 個人情報の管理の方法</u> <u>(11) 苦情への対応方法</u> <u>(12) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(13) その他事業の運営に関する重要事項</u> (準用)</p>
<p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第39条(第2項を除く。)</u>から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、</p>	<p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。こ</p>

改正後	改正前
<p>指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第34条<u>第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第108条第3項<u>及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号</u>中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第2款 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第181条において準用する第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜</p>	<p>の場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第2款 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する<u>第110条</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間にお</p>

改正後	改正前
<p>間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p>	<p>いて行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災時における利用者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p>

改正後	改正前
<p>(4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室</p>	<p>(4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室</p>
<p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>
<p>5 第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第75号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p>	<p>5 第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第75号）第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p>
<p>6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>6 第3項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第154条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室</p>	<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第154条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室</p>

改正後	改正前
<p>が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p>	<p>が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p>
<p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>	<p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>
<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3款 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員(第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 <u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(12) 個人情報の管理の方法</u> <u>(13) 苦情への対応方法</u> <u>(14) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(15) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職</p>	<p style="text-align: center;">第3款 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員(第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(11) 個人情報の管理の方法</u> <u>(12) 苦情への対応方法</u> <u>(13) 事故発生の予防策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(14) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職</p>

改正後	改正前
<p>員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準 (準用)</p>	<p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準 (準用)</p>
<p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第39条（第2項を除く。）</u>から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第</p>	<p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、第34条<u>第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する規程をいう。）</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する規程」とあるのは「運営規程」と、<u>「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>（1）生活相談員 1人以上</p>	<p>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「<u>共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する規程」とあるのは「運営規程」と、<u>同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>（1）生活相談員 1人以上</p>

改正後	改正前
<p>(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第168条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p>	<p>(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第168条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上</p>
<p>(3) 栄養士 1人以上</p>	<p>(3) 栄養士 1人以上</p>
<p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p>	<p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p>
<p>(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数</p>	<p>(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数</p>
<p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数とする。</p>	<p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数とする。</p>
<p>3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>
<p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、<u>第39条（第2項を除く。）</u>から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第178条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 短期入所療養介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第201条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>(準用)</p> <p>第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第178条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 短期入所療養介護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第201条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>

改正後	改正前
<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(5) 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 個人情報管理の方法</u></p> <p><u>(10) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(12) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(5) 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 個人情報管理の方法</u></p> <p><u>(9) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、<u>第39条（第2項を除く。）</u>から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「心身」とあるのは「病状、心身」と、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と</u>、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第201条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と</u>、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と</u>、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに</p>	<p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「心身」とあるのは「病状、心身」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第201条に規定する規程」と、<u>「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と</u>、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">設備及び運営に関する基準 第3款 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (7) 非常災害対策 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 個人情報管理の方法</u> <u>(10) 苦情への対応方法</u> <u>(11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(12) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p style="text-align: center;">設備及び運営に関する基準 第3款 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (7) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(8) 個人情報管理の方法</u> <u>(9) 苦情への対応方法</u> <u>(10) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(11) その他事業の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>
<p>第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又</p>	<p>第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又</p>

改正後	改正前
<p>は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護 第4節 運営に関する基準 (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供</p>	<p>は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第11章 特定施設入居者生活介護 第4節 運営に関する基準 (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供</p>

改正後	改正前
<p>に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (運営規程)</p> <p>第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) 入居定員及び居室数</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (運営規程)</p> <p>第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) 入居定員及び居室数</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>

改正後	改正前
<p>(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(12) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(14) その他事業運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(11) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(13) その他事業運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>
<p>第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら</u></p>	<p>第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>ない。</u></p> <p><u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活</u> <u>介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優</u> <u>越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた</u> <u>ものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方</u> <u>針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36 条まで、第37条、<u>第38条、第40条</u>から第41条まで、第55条、第56条、第110 条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」</u> <u>とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第34条第1項中「運営規程」とあるの は「第232条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設 従業者」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは</u> <u>「特定施設従業者」と</u>、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特 定施設従業者」と、<u>第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」</u> <u>とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特 定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員及び居室数</p> <p>(4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その</p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37 条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定 は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第34条中「運営規程」とあるのは「第232条に規定する規程」と、<u>「訪</u> <u>問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第55条中「訪問入浴介護 従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特 定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員及び居室数</p> <p>(4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その</p>

改正後	改正前
<p>他の費用の額</p> <p>(5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(7) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(9) 緊急時等における対応方法</p> <p>(10) 非常災害対策</p> <p><u>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(12) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(13) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(14) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(15) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p>	<p>他の費用の額</p> <p>(5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(7) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(9) 緊急時等における対応方法</p> <p>(10) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(11) 個人情報の管理の方法</u></p> <p><u>(12) 苦情への対応方法</u></p> <p><u>(13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u></p> <p><u>(14) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p>
<p>第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、<u>第38条、第40条から</u>第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第245条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、<u>第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、<u>第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービ</p>	<p>第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第245条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>スを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章 福祉用具貸与 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) 個人情報管理の方法</u> <u>(8) 苦情への対応方法</u> <u>(9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(10) その他事業の運営に関する重要事項</u> (衛生管理等)</p> <p>第260条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p>	<p>第12章 福祉用具貸与 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 <u>(新設)</u> <u>(6) 個人情報管理の方法</u> <u>(7) 苦情への対応方法</u> <u>(8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u> <u>(9) その他事業の運営に関する重要事項</u> (衛生管理等)</p> <p>第260条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p>	<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p>
<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>	<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>
<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p><u>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(掲示及び目録の備え付け)</p>	<p>(掲示及び目録の備え付け)</p>
<p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条<u>及び第108条(第3項を除く。)</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)から第41条まで、第56条、<u>第108条(第3項を除く。)</u>、第249条、第251条、第252条<u>及び前節(第253条第1項及び第263条を除く。)</u>の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条で準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条<u>並びに第108条第1項及び第2項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条</u>から第41条まで、第56条、<u>第108条第1項及び第2項</u>、第249条、第251条、第252条<u>並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)</u>の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条で準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章 特定福祉用具販売 第4節 運営に関する基準 (準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、<u>第32条の2</u>、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条(<u>第3項を除く。</u>)、第254条、第257条から第259条まで<u>及び</u>第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあ</u></p>	<p>とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章 特定福祉用具販売 第4節 運営に関する基準 (準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条<u>第1項及び第2項</u>、第254条、第257条から第259条まで<u>並びに</u>第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、</p>

改正後	改正前
<p><u>るのは「福祉用具専門相談員」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条第1項及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第261条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号及び第261条第2項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、<u>第258条、第259条及び第261条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>第14章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 （施行期日）</p>	<p>（新設）</p>
<p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第30条（新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用についてはこれらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新条例第32条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p>	(新設)
<p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	(新設)
<p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、<u>新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新条例第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	(新設)
<p>6 施行日以後、当分の間、<u>新条例第171条第6項第1号ア（イ）の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項に規定</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>する基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているもの</u> (新設)</p> <p><u>を含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第171条第6項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</u></p>	